一般社団法人 DiVE.tv 定 款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 当法人(以下「本会」という)は、一般社団法人 DiVE.tv と称する。
 - 2 本会の英語における表示は、Multicultural Citizens Media DiVE.tv とする。

(目的)

- 第2条 本会は、インターネット等を活用して、多文化を視覚化して伝えることにより、 外国人と日本人がお互いを理解し合い、コミュニケーションを促すことを目的と し、その目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) 多文化共生に関する情報発信および情報媒体の発行等
 - (2) ビデオ等コンテンツの企画および請負制作
 - (3) インターネット等を利用した広告業および小売販売
 - (4) 多文化共生に関するイベントの企画実施
 - (5) 各国の言語、文化を学ぶ教室の運営
 - (6) 多文化共生に関する調査、講演、セミナー、コンサルティング等
 - (7) 飲食店の経営
 - (8) レンタルスペースの運営および管理
 - (9) 外国人等を対象とした進路相談、職業訓練、職業紹介、就労定着支援
 - (10) その他前各号に掲げる事業に付帯業務又は関連する事業

(事務所の所在地)

- 第3条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。
 - 2 本会は、社員総会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告方法)

第4条 本会の公告は、電子公告により行う。

第2章 社員

(入社)

- 第5条 本会の社員として入会しようとする者は、社員1名以上の推薦を得て、社員総会 で別に定める入会審査規則に従い、所定の申込書により申し込み、代表理事の承 認を得なければならない。
 - 2 社員は、本定款第26条に定める正会員の中から選出する。

(入会資格審査基準)

- 第6条 本会は、規模や資本金を問わず、法律法規を厳守し真実かつ社会的信用性・責任 感を有する優良企業、団体又は個人の入会を促進して本会の健全発展及び体質強 化を図るため、入会しようとする者に対して次の入会基準を設ける。
 - (1) 不法行為を起こす恐れがあり、又は不法行為を起こした者に対しては入会を認めない。
 - (2) 入会のための別に定める提出書類に虚偽の記載がある場合は、入会を認めない。
 - (3) 公序良俗に反した行為があった場合は、入会を認めない。

(4) その他、本会の目的に照らし、本会社員としてふさわしくないと社員総会で 判断した場合は入会を認めない。

(退社)

第7条 社員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して書面をもって予告をするものとする。

(除名)

- 第8条 社員が次のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員 総会の決議により当該会員を除名することができる。
 - (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
 - (2) 定款又は本会社員総会の決議を無視する行為があったとき。
 - (3) 不法行為を犯したとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

- 第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 個人においては死亡、若しくは失踪宣告を受け場合。
 - (3) 法人、団体においては解散したとき。
 - (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第10条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する社員としての 権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできな い。
 - 2 本会は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

- 第11条 本会の社員総会は、すべての社員をもって構成する。
 - 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(種類)

- 第12条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。
 - 2 本会は、毎事業年度の終了後3か月以内に定時社員総会を開催する。臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障が生じたときは、社員総会であらかじめ決めた順序によって議長となる。これらすべての者が欠けた時は、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の

行使を認める場合を除き、その招集手続を省略 することができる。

2 総社員の5分の1以上の社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及 び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第15条 社員総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細 書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他法令又は本定款で定める事項

(代理)

第16条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第18条 本会に、次の役員を置く。

理事 1名以上5名以内

監事 1名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、他の1名を専務理事とすることができる。

(役員の選任)

- 第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事及び専務理事は理事の互選によって定める。
 - 3 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の 合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって 生計を維持する者
 - (6)前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親 佐
 - 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(役員の職務及び権限)

- 第20条 代表理事は、法令及び本定款の定めるところによって、本会を代表し、本会の 業務を統括管理し、執行する。
 - 2 専務理事は、本会の業務を執行する。また、代表理事を補佐し、代表理事に事故 等が生じた時又は欠けたときはその職務を代行する。
 - 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。
 - 4 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。また、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

- 第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監事の任期については、前任者の残存期間が 2 年に足りないときは、第2項によるものとする。

(解任)

- 第22条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によっていつでも解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、出席した当該社員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 本会の名誉を汚し、又は信用を失わせるような非行若しくは不法行為をしたとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(名誉職の設置等)

- 第24条 本会に、名誉職及び顧問を置くことができる。
 - 2 名誉職及び顧問は、代表理事が推薦し、社員総会において選任する。
 - 3 名誉職及び顧問は、代表理事及び理事の諮問に応じ、意見を述べることができる。
 - 4 名誉職及び顧問は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職員等)

- 第25条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 2 事務局長および職員は、代表理事がこれを任免する。

第5章 会員

(構成)

第26条 本会に次の会員を置くことができる。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する法人、団体又は個人
- (2) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦 された法人、団体又は個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛助する法人、団体又は個人

(入会)

第27条 本会の会員として入会しようとする者は、社員総会で別に定めるところにより申 込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第28条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入する。

(退会)

第29条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることで、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

- 第30条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(拠出金品の不返還)

第31条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日まで に、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更す る場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、本会の主たる事務所に、5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、社員総会の承認を受けなければならない
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については、定時社員 総会にその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、定時社員総 会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を本会の主たる事務所に5年間備え置くものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 定款
 - (3) 会員名簿
 - (4) その他必要な帳簿及び書類

(経費)

第35条 本会の経費は、事業収入及び会費、その他収入をもって事業に充てる。

(資産)

第36条 本会の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は社員総会で別に定める。

(余剰金の分配の禁止)

第37条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 本定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員数の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第40条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務 資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第41条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
 - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成31年3月末日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 本会設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

愛知県名古屋市中村区亀島二丁目11番1号(日興ビル403号) 設立時社員 牧野 佳奈子

愛知県名古屋市守山区笹ヶ根一丁目 6 1 0 番地の 1 設立時社員 村上 忠明

(設立時の役員等)

第44条 本会の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 牧野 佳奈子 設立時専務理事 村上 忠明 設立時監事 木下 貴雄

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和4年1月20日

代表理事 牧野 佳奈子

